

平成 29 年度 豊岡市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成 30 年 2 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分開会 午後 3 時閉会

2 場 所 豊岡市役所本庁 3 階 庁議室

3 出席者 委員 11 名 事務局 9 名

4 議 事

【報告事項】

- (1) 平成 29 年度豊岡市国民健康保険事業の状況について
- (2) 国民健康保険事業県単位化について
- (3) 平成 30 年度国民健康保険制度の主な改正内容について

【協議事項】

- (1) 平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業の基本方針について
- (2) 平成 30 年度豊岡市国民健康保険税の賦課(課税)限度額及び軽減判定所得の見直しについて

1 開 会	
2 辞令交付	
3 あいさつ	
4 会長及び会長代理の選出	
5 諮問	
6 議事録署名人の指名	
7 議事【報告・協議事項】	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項「(1)平成 29 年度豊岡市国民健康保険事業の状況について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者数等の状況 2 保険給付の状況 3 保健事業の実施状況 4 国民健康保険税収納状況 5 財政状況
議長	事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。
委員	4 ページの葬祭費の支給は誰でも請求できるのですか。また、所得制限はありますか。
事務局	<p>喪主の方に支給し、所得制限はありません。亡くなった方が国民健康保険であれば、喪主が社会保険の方でも支給されます。</p> <p>75 歳以上の方については、後期高齢者医療保険の葬祭費が支給されます。</p>
委員	2 ページの療養費の伸びについて、何か要因がありますか。
事務局	<p>過年度分で 1 人、700 万円という高額の方がおられました。この方は社会保険から 5 年間さかのぼって国保加入されました。普通でしたら「療養給付費」ですが、社会保険で既に支払っておられましたので、療養費となり、27.4 パーセントの伸びになったと思われま。</p>
委員	では増えたわけではないということですか。
事務局	そうです。
議長	一人の方がひっぱったということですね。
委員	2 ページの高額療養費について、結果として 0.3 パーセントの伸びにおさまったと。これは疾病等の影響がなかったかどうか、原因について何かおさえておられますか。
事務局	<p>高額の療養費分が少なくなっている。見込みに比べますと医療費全体が低く抑えられていますので、高額な医療もなかったということもあります。</p> <p>また、一般の方で限度額が 12,000 円から 14,000 円に 2,000 円上がったということで、一番多いランクでありますので、ひと月 2,000 円ではありますが、</p>

委員	<p>該当者が少なくなったことも要因かと思われます。</p> <p>補足しますと想像ですが、抗がん剤の値下げ、C型肝炎の治療が進んで人数が減っていることの2点が考えられます。</p>
議長	<p>議事を進めます。続いて報告事項「(2)国民健康保険事業の県単位化について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》 国民健康保険事業の県単位化</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。</p>
委員	<p>今後は、県が決めて市が払っていく。考え方として弱っているところに県がまとめてお金を流していくということですが、今は負担は変わらないと思いますが、今後人口が減少していくと負担額がかなり変わってくると思うが、市としての考え方は何かお持ちでしょうか。</p>
事務局	<p>納付金は基本的に医療費で決まるんですが、人口が減ると被保険者も減り、医療費が少なくなり、県自体の医療費も下がって請求も少なくなると思われます。納付金が少なくなっても、人口減で一人一人の医療費がどうなるかはちょっとわかりませんが、高くなれば、国からの財政支援がそのためにあると思っていますので、大きく上がらないとは思っています。</p>
委員	<p>この図式でみると、県全体で納付金の額が決定されて、納付金を市が払っていく。このサイクルは県であろうと市であろうと、実際のところはあまり変わらないと思われる。逆に県がここに加わることによって、県の事務費がいくらか必要になるのではないか。</p> <p>通常ならば各市町村の事務費だけで賄っていたものが、プラス県の事務費が出てくる。そのあたりの取扱いはどういう見通しなのか。</p> <p>それから、これは国民健康保険の維持、財政基盤の強化というねらいでやっていると理解するが、国からの財政支援がかなりの額が必要になります。国のこの財源はどこから生み出してきているのか。そのあたりのことをお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、県単位化の理由ですけれども、まず国民皆保険制度の今後も継続維持のため、1,700の自治体があって、例えば1,000人しか国保の方がいらっしゃらないとして、五、六人高額な医療にかかった人が出てくると、国保財政がパンクしてしまうというような事態を防ぎたいということです。人口減少と医療費の高い高齢者の増加、さらには医療の高度化によって、市町村単位、特に小規模自治体にとっては国保財政の破綻につながるような医療費の影響も考えられますので、規模を大きく、県単位化すれば、財政的な安定感が増すということが言われています。</p> <p>また県単位化のメリットの一つとして、今県下でも財政の支援の仕方は様々で、豊岡市では一般会計からは法令どおりの基準によって繰り入れをしていますが、市町によっては、赤字分をすべて一般会計から支出し補てんしているところもあります。それぞれの国保への関わり方がそれぞれ違っているということ。もう一つは医療費の適正化、ジェネリック医薬品や頻回受診等の取り組み方ですとかバラバラですので、大変効果が出ているところや、全く取り組まな</p>

	<p>いところなどがあります。これを県がまとめることによって一緒のレベルになり、医療費の適正化に対するレベルも統一していきたいということがあります。</p> <p>国の財源についてのお尋ねもありました。今医療費全体で約 40 兆円かかっていますが、この県単位化によって医療費の適正化が進めば、約 1 パーセントの削減で 4 千億円です。自治体への財政支援について特別な税財源が生まれた訳ではありませんので、長期的な視野にたつて、こうした医療費の適正化による効果額を財源にしようとしているのではないかと思います。</p>
委員	<p>県が一律で取り組み方を決めるこの制度になぜなってきたかという、小さい規模の町村を救済しようと互助的な制度の一環みたいなものだと思います。</p> <p>県が一律に納付金を決定した場合、それが例えば 100 として、それが従来の流れの中で計算してみると 92 になった。小さいところを救済するために大きい自治体がいくらか負担して高いところを下げると各市町村間で不公平感がでてくると思われる。</p> <p>従来どおりでは 92 であったものが、100 になる可能性がある。そのあたりはいかがですか。</p>
事務局	<p>納付金が 100 としまして 100 そのものを市が支払うということではなく、100 の中に県の補助金、国の補助金が入ってくる。補助金の考え方は、医療費適正化にきちんと取り組んでいるところ、ジェネリック医薬品の通知ですとか努力しているところには、厚めの補助金があります。100 のうち県や国の補助金を財源として、100 を 90 や 80 とする。補助金を 20 として、残りの 80 を国保税でいただくということです。これは今でも同じような考え方で、県になると少し変わり、今までは医療費としてこれだけは必要という額を割り出して、補助金などを差し引いた額で、残りを税金として賄うために市が割り出してきたんですが、今後は県が医療費等を予測して、納付金として請求し、市は県や国の補助金を差し引いて、残りを税金として徴収して、県に支払うということになるかどうかと思います。</p>
事務局	<p>納付金は一律に算定されるのではなく、過去の実績に基づいて算出されます。豊岡市の一人当たりの医療費は県下で一番低いです。そういったことも加味されます。標準保険料率が示されますが、どこも一律ではありません。また上がる場所については国の 1,700 億円の支援、プラス補助金で頑張ればもらうことができますので、今までやっていたものより低くなるかと考えています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは次にいきたいと思います。「(3)平成 30 年度国民健康保険制度の主な改正内容について」報告を受けたいと思います。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》 健康保険給付関係の改正</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。</p>
<p>7 議事【協議事項】</p>	
議長	<p>なければ、次に協議事項に入ります。先ほど諮問がありました事項について協議してまいります。</p> <p>協議事項「(1)平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業の基本方針について」事務局の説明を求めます。</p>

事務局	《 事務局説明 》 平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案) (糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業)
議長	事務局の説明は終わりました。ご質問等があればご発言ください。
委員	糖尿病重症化予防事業の説明の中で、資料 4 の「(2)医療機関の役割 ア開業医」のところで、「(社会保険の通院者も含む)」とありますが、どういう意味ですか。
事務局	これは国保の事業ですが、現在、社会保険の方も通院しておられますので、今までどおり紹介していただくという意味です。
委員	社会保険は国保と関係ないので入れない方がよいのではないかと。
事務局	図の中の「ウェルストーク豊岡」での支援事業について、10 人分社会保険の方の予算を計上していますので、そういった意味合いで挙げています。
委員	国保の会計から支出するのはおかしいのではないかと。
事務局	この分は国保会計からでなく、一般会計から支出します。
委員	11 ページの国保税のところ、収納関係の年金から引かれている特別徴収について、件数とかパーセンテージはわかりますか。
事務局	今手元に資料がありませんので、後程お答えします。
委員	先ほどから、糖尿病の患者さんを少なくするということが、日高病院の動向の中で、男性の方で車いすに乗ったり、糖尿病が悪化している患者さんが増えているといると感じるとおっしゃっていました。この事業の方向性は大事だと思いますので、力を入れていただきますようお願いいたします。
議長	他の委員さんはよろしいでしょうか。 それでは「平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)について」ご異議はございませんでしょうか。
委員	《 「異議なし」の声 》
議長	ご異議がないようですので、「平成 30 年度豊岡市国民健康保険事業計画(案)」について原案のとおりとさせていただきます。 では次に「(2)平成 30 年度豊岡市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」事務局の説明をお願いします。
事務局	《 事務局説明 》 賦課限度額及び軽減判定所得の見直し

議長	<p>以上で説明は終わりました。皆さま何か質問はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは「賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」ご異議はございませんでしょうか。</p>
委員	《 「異議なし」 の声 》
議長	<p>ご異議がないようですので、「平成30年度豊岡市国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて」説明のとおり答申に盛り込むことといたします。</p> <p>諮問にかかる答申の最終取りまとめは、例年どおり5月の運営協議会で行いますが、本日の意見をもとに、次回4月に開催予定の運営協議会で十分にご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
8 その他	
議長	<p>それでは、8「その他」に移りますが、折角の機会ですので、委員の皆さんの何かございますか。事務局の方で何かありますか。</p>
事務局	<p>今後の日程です。答申には、本日ご協議いただいたことを踏まえて、平成30年度に適用する国民健康保険税の税率等を盛り込んでいただくこととなっております。そのためには医療費実績に基づく30年度の医療費見込みや被保険者の所得把握が必要となりますが、これから税の申告が始まります。また医療費も4月中旬にならないと実績が出ませんので、次回の運営協議会は4月26日（水）午後1時30分から開催したいと考えております。</p> <p>内容は、保険税の賦課総額と世帯当たり・一人当たりの賦課額見込みを協議いただくこととしております。その後5月上旬に再度運営協議会を開催し、税率についてご確認いただき、答申をまとめていただきたいと考えております。</p> <p>またご案内させていただきます。なお会場につきましては、本日と同じこの庁議室を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
9 閉会	
議長	<p>ではこれですべての協議事項は終了いたしました。長時間にわたりご審議ありがとうございました。</p> <p>これを持ちまして、本日の運営協議会を閉会いたします。</p>